

# 【校内でのけが・病気発生時】

## 事故発生

対応はすべて記録する

### 現場対応

傷病者の観察（全身・手足の硬直・左右の瞳孔・口等）と職員室への連絡

#### 第一発見者

①意識がない場合、協力者を求める ※119番通報とAED依頼

②呼吸がない場合、AED到着まで胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返す ※人工呼吸（感染の防止）

#### 協力者

③協力者は、周りの生徒の動揺を鎮め、移動させる

### 連絡

職員室・保健室へ

養護教諭

養護教諭不在

判断により対応

複数教員で判断

- A 救急車による緊急輸送
- B 医療機関への輸送・診断・治療
- C 保護者の迎え・帰宅

（校長・教頭へ）

状況の報告・・・具体的かつ正確に行う

### 保護者連絡

保護者へ

#### 学級担任

① 状況の報告

簡潔に報告「病院へ輸送」「迎え依頼」

#### 学年団

② 輸送病院の指示を得る

どこの病院へ運ばよいか

③ 病院へ来てもらう依頼

治療に選択を要する場合等、保護者判断

### 報告

関係機関へ

#### 管理職

・ 市教委学校教育課 23-3938(短縮⑩)

・ 西部教育事務所 0877-62-0754

### 救急車の要請内容

① 観音寺市立観音寺中学校

② 観音寺市八幡町二丁目10番7号

③ 救急

④ (〇年生の〇〇が、3校時の〇〇の授業中に、急に意識を失い倒れた。意識は戻っているが、記憶が飛んでいる。) 生年月日、年齢確認

※校門前で救急車を待ち、現場まで誘導する。

### 外傷後ストレス障害(PTSD)症状のフォロー

傷病者または事故現場に居合わせた者にPTSDが疑われる場合

↓  
養護教諭または教育相談担当に報告

↓  
管理職判断

↓  
SC等連携による相談活動

↓  
家庭訪問

病院名	連絡先
宮崎内科医院	25-1280
みの小児科医院	25-7788
田中眼科医院	25-2822
瀬戸耳鼻咽喉科医院	25-3250
細川整形外科	25-4290
小林整形外科	25-7311
松井脳神経外科病院	23-2111
三豊総合病院	52-3366

○日曜は当番医に連絡するか、救急車を要請する。

### 病院への輸送

- 1 原則として第一発見者か養護教諭同行（不在時は教頭・担任・学年主任・部活顧問等）
- 2 自家用車の禁止（事故防止のため、救急車・タクシーを使用）
- 3 保護者への状況説明
- 4 診断の結果・治療の状況などを随時学校へ電話連絡⇒その後の指示を待つ

### 病院へ行かなかった場合

見舞いや電話連絡などを行う。

### 共通理解

関係教職員に周知の必要があれば、共通理解の場を設ける

# 【食物アレルギー発生時】

## 事故発生

対応はすべて記録する

### 現場対応

傷病者の観察（全身・皮膚・口・呼吸・脈・顔色等）と協力者を求め職員室へ連絡

### 第一発見者

- ①意識がない場合 ※119番通報とAED依頼 ★第一発見者は終始、離れない
- ②呼吸がない場合、AED到着まで胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返す ※人工呼吸（感染の防止）

### 協力者

連絡、補助と現場の整理

- ①エピペン保持者の場合は、職員室からエピペンをもってきて注射する（足を高くして横に、無理に運ばない）

### 連絡

管理職  
養護教諭  
教員

### 職員室・保健室へ

養護教諭

養護教諭不在

判断により対応

複数教員で判断

- A 救急車による緊急輸送
- B タクシーによる医療機関への輸送
- C 保護者による迎え・帰宅
- D 除去食物の確認（管理票）
- E アレルゲンの確認（おかわり状況含む）

★除去食一覧・管理票は職員室養護教諭机上

### 症状は軽症であっても、重い場合の対応をする

中等度の症状	重度の症状
かゆみ・斑点	全身にかゆみ・真っ赤
じんましん・喉や唇腫れ	全身にじんましん
吐き気1回の嘔吐	嘔吐下痢を繰り返す
のどのかゆみ	声がれ、呼吸困難
顔色・脈は変化なし	顔が青白い 脈が速い
元気がない	ぐったり・もうろう

### 救急車の要請内容

- ① 観音寺市立観音寺中学校
  - ② 観音寺市八幡町二丁目10番7号
  - ③ 救急 生年月日、年齢確認
  - ④ 誰が、いつ、どこで、どのような状態か伝える
- ※校門前で救急車を待ち、現場まで誘導する

### 保護者連絡

学級担任  
学年団

### 保護者へ

- ① 状況の報告  
簡潔に報告「病院へ輸送」「迎え依頼」
  - ② 輸送病院の指示を得る  
どこの病院へ運ばよいか
  - ③ 病院へ来てもらうよう依頼  
治療に選択を要する場合等、保護者判断
- ★緊急連絡カードは、職員室養護教諭机上

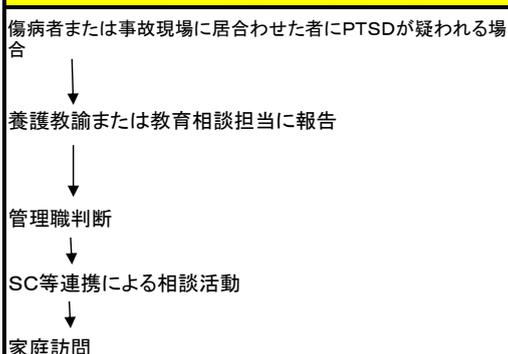
### 報告

管理職

### 関係機関へ

- ・ 市教委学校教育課 23-3938(短縮⑩)
- ・ 西部教育事務所 0877-62-0754

### 心的外傷後ストレス障害(PTSD)症状のフォロー



### 病院への輸送

- ① 原則として、第一発見者が養護教諭同行（不在時は教頭・担任・学年主任・部活顧問など）
- ② 自家用車の禁止（事故防止のため、救急車・タクシーを使用）
- ③ 保護者への状況説明
- ④ 診断の結果・治療の状況などを随時学校へ電話連絡⇒その後の指示を待つ

### 病院へ行かなかった場合

見舞いや電話連絡などを行う。

### 共通理解

関係教職員に周知の必要があれば、共通理解の場を設ける

# 【校外での事件（暴力行為・器物破損など）発生時】

## 事故発生

※対応はすべて記録する

※詳細は「生徒指導計画」、「いじめ防止基本方針」を参照する

### 現場対応

- 1 発見・連絡 ⇒ 教員の増援を呼ぶ、生徒を職員室に！！
- 2 応急処置 ⇒ 暴力行為はすぐに制止（複数対応が原則だが、被害生徒の安全確保が最優先）  
⇒ けがをしている場合は、その生徒を優先
- 3 周囲の生徒への指示 ⇒ 教室に入れる。落ち着かせる。

### 状況把握

- 1 生徒からの事情聴取（該当する生徒が複数いる場合は個別に聴取）
  - ・ 話のできる状況作り
  - ・ あせらず、聞き役に徹する ⇒ カウンセリング形式で行う
- 2 必要に応じて、周囲の生徒や関係職員からの情報収集
- 3 すべての情報を持ち寄り、合致しているかどうか確認。  
⇒ 正確な調書の作成

### 報告・連絡

- 1 校長・教頭・学年主任に連絡すること  
⇒ 今後の対応について相談・指導をうける
- 2 保護者へ

状況の報告  
事件の状況を説明し、協力の依頼

### 再度報告

- 1 校長・教頭へ ⇒ 必要あれば、関係諸機関へ（警察・教育委員会・育成センター等）  
⇒ 家庭訪問の有無、来校してもらうかどうかの判断（相談・指示）
- 2 全教職員で情報を共有、見守る体制の強化

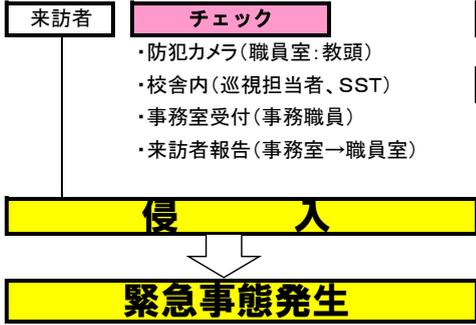
### 指導

- ・ 今後の予想される状況を随時想定した指導  
⇒ 「今の自分の状況・今後の自分にとってどれだけプラスになることなのか」を考慮に。
- ・ 現時点の自分を見つめさせる。⇒ 反省文等を活用することも必要
- ・ 関係生徒の指導や、取り巻きの生徒への指導
- ・ 学級指導や学年指導および全体指導

### 共通理解

- ・ 職員への報告や守秘義務の徹底  
⇒ 必ず部外秘（たとえ家族であっても）
- ・ 長期的視野に立ち、全職員での観察 ⇒ 必要に応じて指導

# 【侵入者対応パターン（A～C）の確認】



## 不審者侵入防止対策

<b>A 校門</b>
○校門等の掲示物での指示
○3年通用門、1～2年通用門の登下校時以外の施錠
○防犯カメラの設置(校内五箇所)
<b>B 校門から入り口</b>
○来訪者への案内表示(事務室での受付)
○教職員、SSTによる校内巡視体制の確立
○校内外連絡体制の確認及び関係機関との連携
<b>C 校舎への入り口</b>
○来訪者受付名簿(時刻、氏名、用件等)記入。
○名札の着用 ○職員室へ報告

### 緊急出動体制<校長の判断・指示>

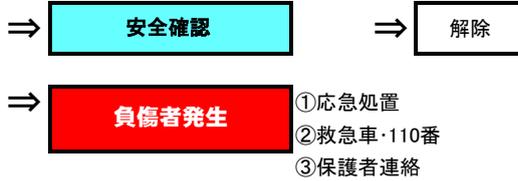
#### Aパターン<危険性がない>

- 管理職・生徒指導担当等で対応
- ていねいに應對し、用件を尋ね、所定の手続きを求める
- 退出について理解を求め、校門まで誘導する



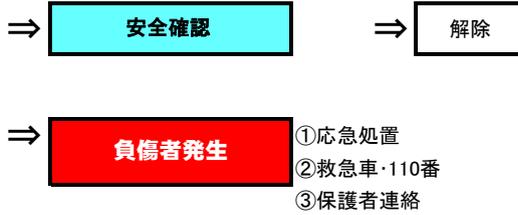
#### Bパターン<危険性の予知>

- 生徒の安全を確保する
- 状況に応じて教職員全員で対応する
- 退出について理解を求め、校門まで誘導する



#### Cパターン<凶器等の所持>

- 警察等関係機関に連絡
- 生徒の安全確保と避難開始
- 生徒の誘導、侵入者対応の役割分担
- 人員点呼、心身の状況を確認
- 生徒を侵入者からの隔離
- 保護者への連絡、下校・帰宅の確認



各パターンの役割分担
○事象に直接対応する係
○避難・誘導係 ○救命・救護係
○保護者・関係機関等連絡係等

防犯カメラの設置(五箇所)	
○正門、玄関	○公園口通用門
○特別棟地下	○プール
○運動場	

# 【侵入者〔学校周辺・校内〕発生時】

## 侵入者発生（初期対応）

### 管理職

- 侵入者・教職員・生徒の動静の把握
- 緊急対応への指示
- 生徒の安全確保

### 判断 A・B・C

### 連絡係

- 関係職員の召集・集合
- 校内放送  
(言葉による緊急連絡)
- 教職員・生徒への指示

### 授業時間

- 管理職・近くにいる教員は、現場に急行
- 教職員は、緊急パターンに応じた対応・待機
- 空いている教員は、授業交替・連絡等の調整
- 通常授業を進め、子どもの動揺を静める
- 緊急パターン・侵入者の動きにより、避難ルートの第1段階の想定

### 休憩時間

- 管理職・近くにいる教員による現場への急行
- 緊急パターン・侵入者の動きにより、生徒の避難の有無
- 避難待機場所として、適切な場所(教室等)への誘導⇒人員点呼⇒集約⇒確認

## 初期対応から第2段階へ移行時

### 確認

対応パターンの変更 ・ 火災等二次的事態発生の有無

### 連絡

⇒ 教職員に連絡⇒緊急パターンにより警察に連絡

### 対応

⇒ 警察到着までの防御・安全対応  
○不審者の動きに応じて、生徒の避難場所・避難ルートの判断  
⇒ 生徒の安全確保のための誘導・連絡・速やかな移動

※ 緊急を要する場合の火災報知機の使用については、緊急かつ効果的と考えられる場合に使用

### 負傷者対応について

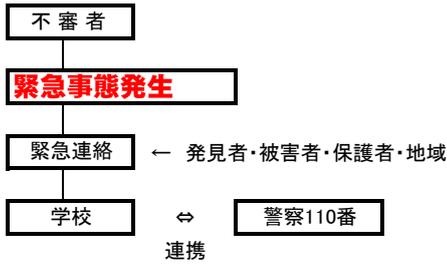
- 救急車の要請⇒付添人として同乗する  
⇒病院名・症状の確認
- 生徒の場合は、保護者に搬送先・状況等を連絡・説明⇒医師の診断
- 生徒に服薬・アレルギー等注意事項はないか確認(←養護教諭・保護者)

### 解除後の対応について

- 市教委へ報告 ○隣接地域の学校へ連絡
- 生徒の下校については、通学路・校区等の安全確保を配慮  
⇒保護者不在家庭⇒状況により安全確保に努める
- 育成センター・PTA等に連絡

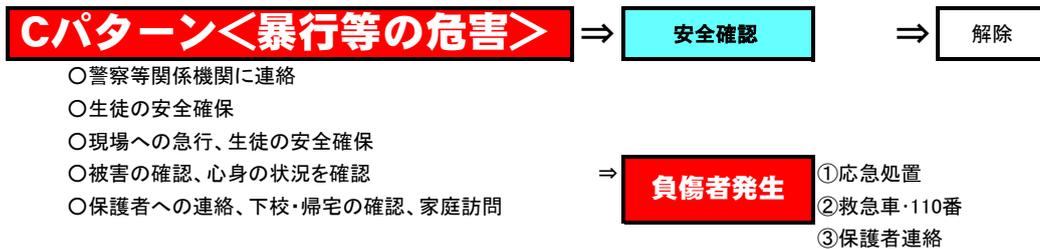
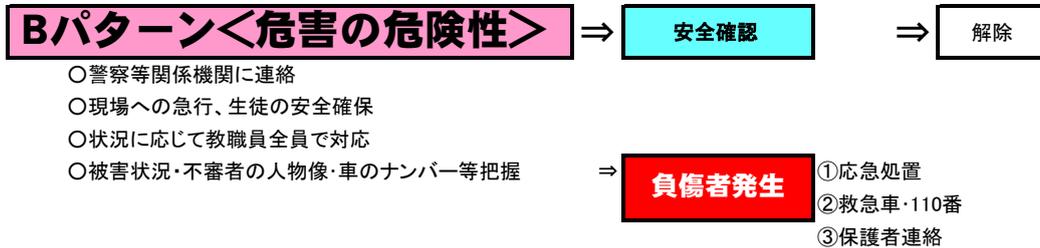
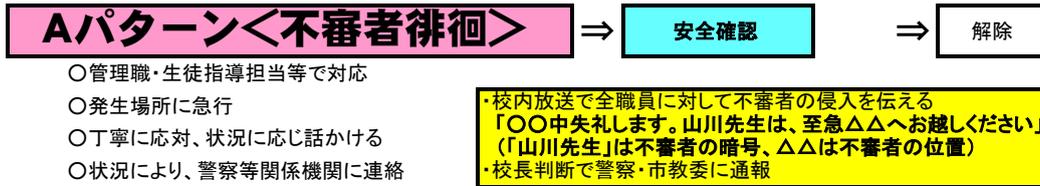
## 安全判断⇒緊急パターンの解除

# 【不審者対応パターン（A～C）の確認】



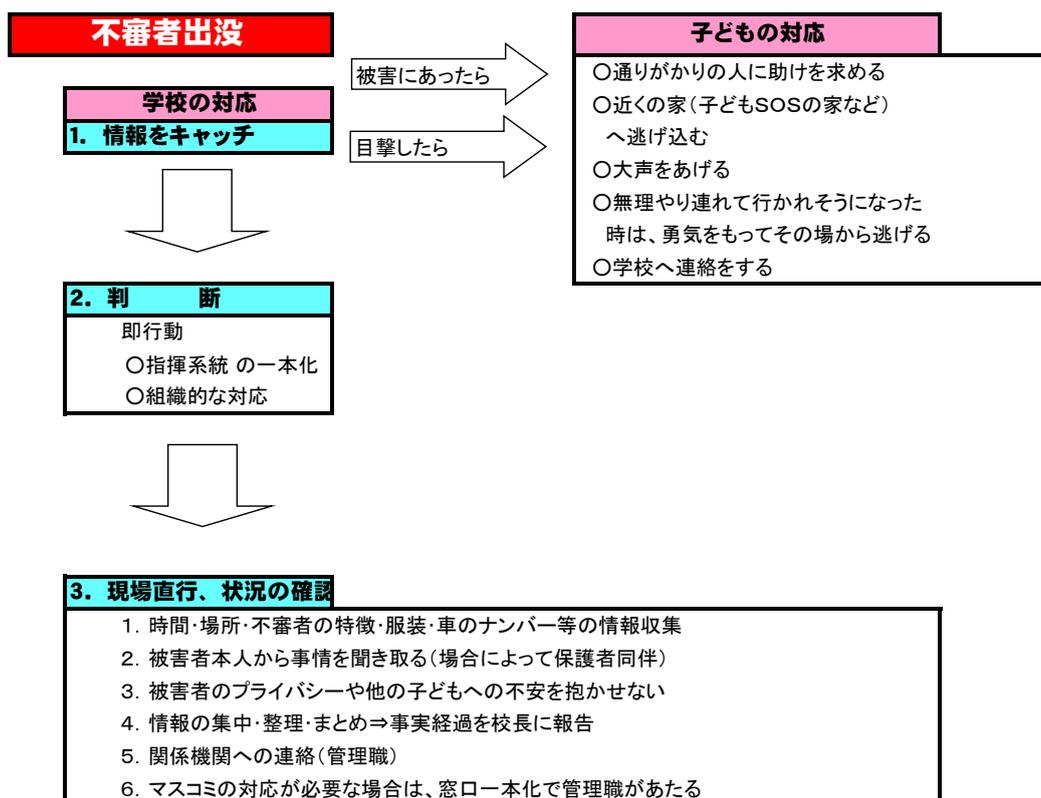
日常の安全指導
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 挙動不審者に近づかない</li> <li>○ 緊急時は、即助けを求める               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大声をあげる</li> <li>・ 近くの大人に助けを求める</li> <li>・ 民家・店舗に逃げ込む</li> </ul> </li> <li>○ 校内外の巡視・連絡体制の強化</li> </ul>

## 緊急出動体制（校長の判断・指示）



各パターンの役割分担	
○ 事象に直接対応する係	
○ 避難・誘導係	○ 救命・救護係
○ 保護者・関係機関等連絡係 など	

# 【不審者〔学校周辺・校外〕出沒時】



## 生徒・保護者への注意点

- 知らない人に声をかけられたり、誘われても、絶対についていかない
- 一人でなく友だちと複数での登下校
- 保護者は自分の子どもの、通学道・遊び場所・行き先等の確認

# 【震度4以上の地震への対応】

## 1 生徒在校時

### 地震発生

#### 現場対応

揺れが治まるまでの、安全確保と避難等の指示

- ① 揺れが治まるまで、その場で安全なポジションを確保
- ② 授業者(学級担任等)は揺れが治まった後、被害生徒及び被害状況の有無を教室で確認
- ③ 授業者(学級担任等)は情報を管理職へ報告(全ての情報を校長へ集約)
- ④ 管理職は今後の対応について校内放送(揺れが治まった時点で的確に指示する)
- ⑤ 出火がある場合は、校内放送で運動場への避難を指示(初期消火係が対応、消防署への通報)

#### 避難後

安全確認～救護～情報収集

- ① 生徒の安全確認 …担任、副担任が実施 → 管理職に報告
- ② 救護対応 …養護教諭を中心に
- ③ 校内被害状況確認 …第1教頭、生徒指導
- ④ 情報収集 …第2教頭、教務
- ⑤ 電話対応 …主任、市事務、校務技師

※ すべての情報を校長に集約。今後の対応を判断。

#### 安全確認後

市教委報告～保護者連絡

- ① 市教委への現状報告と今後の対応の確認
- ② 通常の日課へ戻すのか、このまま運動場で避難するのか、下校させるのかなどの決定
- ③ 保護者へ、今後の対応について連絡(リーバー、電話等)

## 2 登下校中の場合

### 地震発生

#### 生徒

揺れが治まるまで安全確保

- ① 揺れが治まるまで、その場で安全なポジションを確保
- ② 揺れが治まったら家に戻るのか、登校するのかを判断(家から学校までの中間点が判断基準)  
※平常時の防災教育で、登下校中の危険箇所及び地震発生時の対応について指導しておく

#### 管理職

状況確認

- ① 管理職は各学年主任及び学級担任に対し、登校している生徒の把握及び安全確保
- ② ①と並行して管理職は各学年主任及び学級担任に対し、登校していない生徒の安全確認を指示

#### 職員

生徒の安全確認

- ① 生徒の安全及び負傷状況等、全ての情報を管理職へ報告
- ② 登校中、負傷した生徒がいる場合は応急処置

#### 管理職

情報集約、市教委報告、今後の対応

- ① 集約された情報をもとに今後の対応について検討
- ② 市教委への現状報告と今後の対応の確認
- ③ 保護者にリーバーで今後の対応について連絡

## 3 休日・夜間の場合

### 地震発生

#### 管理職

状況確認～報告

- ① 震度4の場合、甚大なる被害がない場合は翌日に校内の被害状況を確認し、市教委へ報告
- ② 震度4で甚大なる被害がある場合は、管理職が速やかに被害状況を確認し、市教委へ報告
- ③ 震度5の場合は、地震が治まった後、管理職及び教務主任が安全を確認しながら速やかに校内の被害状況を確認

#### 職員

職員と生徒の安全確認

- ① 震度4及び5で甚大なる被害がある場合、学年主任は学年団職員の安否確認を行う。確認後、管理職に報告する
- ② 事務室は主任が事務職員の安否確認を行う。確認後、管理職に報告する。
- ③ 担任は副担任と協力して生徒の安否確認を行う。確認後、管理職に報告する。  
※ 状況に応じて、学年団の他の教員に協力を要請する。

#### 安全確認後

市教委報告～保護者連絡

- ① 市教委への現状報告と今後の対応の確認 … 管理職
- ② 今後の対応(生徒の登校等)について保護者連絡(リーバー、電話等)…各学年団で

# 【交通事故への対応】

## 1 生徒の登校・下校時

### 事故発生

#### 現場対応

##### 現場での安全確保と状況確認

- ① 安全確認 ……教職員等が現場に向かう → 管理職に報告(警察、救急、保護者への通報確認)
  - ② 救護対応 ……(登校時)養護教諭を中心に、(搬送時)搬送先を確認、(帰宅時)保護者から状況確認
  - ③ 情報収集 ……(電話対応等)教頭
    - (1)発生日時、場所、当事者(被害、加害)の氏名、性別、年齢(学年)、管理下・管理下外の確認
    - (2)経過確認 何をしていて、どうなった、ケガの状態、意識の有無、病院での受診、救急車での搬送、警察の出動等
    - (3)保護者や保険会社等への連絡
    - (4)生徒が加害者の場合 ……被害者が幼児または児童であればこども園や小学校に連絡
- ※ すべての情報を校長に集約。今後の対応を判断。日本スポーツ振興保険対応(養護教諭)

#### 報告

##### 事故速報及び事故報告書

- ① 事故速報を要する事故 教頭 → 市教委(生徒事故担当者)
  - (1)生徒が当事者となり、入院治療に1ヶ月以上を要する場合。
  - (2)生徒が加害者となり、被害者が入院治療に1ヶ月以上を要する場合
  - (3)社会的に大きな影響または報道が予想されるような事故の場合
- ② 事故速報の内容
  - (1)別紙「事故報告速報」の内容について、口頭により報告する
- ③ 事故報告書を要する事故 教頭 → 市教委(生徒事故担当者)
  - (1)事故報告を要する事故のうち、生死にかかわる事故
  - (2)当事者または学校設置者等の責任が問われると予想される事故
- ④ 事故報告の内容、記載、提出等については市教委からの内部資料を参照
  - (1)自己処理が完結してから提出する。

## 2 職員の場合

### 事故発生

#### 現場対応

##### 被害者と加害者の安全確認、現場での迅速な事故対応

- ① 当事者や現場の安全確保 → 警察110、救急119、家族等への通報確認、必要に応じて応急手当を行う
- ② 救護対応 ……(搬送時)搬送先を確認
- ③ 情報収集 ……事故処理後、管理職に報告
  - (1)事故者氏名、発生日時、場所(道路の名称)
  - (2)事故の態様(加害・被害・不明・自損・違反、人対車両・車両相互・車両単独・踏切、公務中・通勤中・私用中)
  - (3)相手方(氏名・住所・職業・年齢)、損害の程度(人的損害・物的損害)
  - (4)事故の概要、事故の影響
- ④ 平日、休日ともに事故発生後、速やかに事故状況を確認し、管理職へ報告

#### 報告

##### 事故速報及び事故報告書

- (1)学校教育に関する重大または異例に属する事案が生じたときに、速やかに市教委へ報告する
- (2)飲酒運転による検挙については、交通事故を伴わない場合でも報告する
- (3)交通事故・交通違反に係る「学校事故報告書」提出後の関係書類(市教委資料参照)

# 【インターネット上の犯罪への対応】

## 1 インターネット上の犯罪被害防止対策

### 最新事例の把握（指導・啓発・連携）

インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、生徒指導主事、ICT担当教職員を中心に、年度はじめや長期休業前の事前指導（全校集会、学級指導等）で以下のウェブサイトを参考に最新事例や統計情報などを参考にし、生徒への指導や保護者啓発に反映させる。

#### 指導・啓発

- ・ 警察庁「なくそう、子供の性被害。」  
[http://www.npa.go.jp/policy\\_area/no\\_cp/statistics/](http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/)
- ・ 公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」  
<https://www.keisatukyokai.or.jp/pages/23/>
- ・ 文部科学省「情報モラル教育の充実」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm)
- ・ 文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/1354754.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm)
- ・ 警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」  
[https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt\\_kyousei02-100003330\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf)
- ・ 文部科学省・内閣府「生命（いのち）の安全教育」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)

#### 保護者連携

年度はじめのPTA総会や長期休業前を重点期間として、生徒指導主事や学級担任から講話や資料を配付し、家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲームやSNSの利用（時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等）について、生徒と保護者で話し合う機会を設け、実際にルールを守る取組を推進する。

# 【事故・災害等に備えた備蓄品・備品に関する内容】

## 1 備蓄品・備品

### 共通備蓄品・備品

本校における事故・災害時に備えた備品・備蓄品については、下表「備品・備蓄品一覧」に示す。  
 学校安全担当者、養護教諭等が中心となり、毎年1回備品・備蓄品の消費期限の確認・補充、動作確認等の管理を  
 確実に実施する。なお、本校には観音寺市により防災備蓄倉庫が設置されているが、当該倉庫内の物資は観音寺市  
 の災害対応(避難所設置・運営、その他)に用いることから、原則として、本校の活動には利用しない。

### 備蓄品・備品整理一覧表

品名	数量	保管場所等
・危機管理マニュアル		データ(学校先生>40_管理>、冊子(職員室)、掲示(職員室、工具室)
・校内図		データ(学校先生>40_管理>、冊子(職員室)、掲示(職員室、工具室)
・懐中電灯	3	職員室前(1)、工具室(2)
・文房具等・乾電池		職員室(文具棚)
・携帯型ラジオ	2	職員室(入口、3年団付近)
・ハンドマイク	4	職員室前(1)、工具室(3)
・軍手		1階靴箱横倉庫
・ゴミ袋		1階靴箱横倉庫、事務室、職員室
・トイレトーパー		1階靴箱横倉庫、職員室
・救急用品		職員室(養護教諭)、保健室
・家庭環境調査票		職員室(各学年団)
・学級、学年名簿		職員室(名簿棚)
・飲料水		1階配膳室、男子更衣室
・経口補水液		1階配膳室、男子更衣室
・乾パン		1階配膳室
・塩分チャージタブレット		1階配膳室、男子更衣室
・多機能ランタン		玄関の棚
・ビニールテープ		玄関の棚
・ビニール紐		玄関の棚
・ティッシュ		玄関の棚
・懐中電灯ラジオ付き	6	玄関の棚
・懐中電灯防水	8	玄関の棚
・非常時持出袋	4	玄関の棚
非常時持出袋に入っている備品(軍手、ゴミ袋、乾電池、懐中電灯ラジオ付き、懐中電灯防水)		

# 【緊急時の非常参集体制】

## 1 緊急時の非常参集体制

学校設置者(観音寺市教育委員会)と十分に協議する。

### 非常参集基準

夜間休日、休暇中などの勤務時間外に災害等が発生した場合に備え、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。

#### 地震

参集体制	参集基準 観音寺市の震度	教職員の対応			備考
		校長 教頭	教務主任	その他 教職員	
第1次参集	4 被害なし	参集	待機	待機	
第2次参集	4 被害あり	参集	参集	待機	
第3次参集	5強又は5弱	参集	参集	参集	
第4次参集	6弱以上	参集	参集	参集	

※第4次参集は「自動参集」:全教職員は管理職等からの要請を待たずに学校に参集。

#### 風水害

参集体制	参集基準 観音寺市の警戒レベル	教職員の対応			備考
		校長 教頭	教務主任 学校安全担当	その他 教職員	
第1次参集	レベル3相当 大雨警報 洪水警報 河川氾濫警戒情報	待機	待機	待機	
第2次参集	レベル4以上 校区内の地区に避難情報発令	待機	待機	待機	

※第3次参集以上は、状況に応じて校長が判断。

#### その他

その他の事故・災害等:状況に応じて、第1~4次参集のいずれの体制を取るかを校長が判断。

- \*1)「待機」となる教職員は、常に連絡が取れるような状態にしておくこと(必要に応じて応援を要請する場合があるため)。
- \*2)避難情報とは、観音寺市の発令する「高齢者等避難」、「避難指示」のこと。

### 安全確保等の優先

勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。交通手段の途絶や通勤経路上の問題によりどうしても参集できない場合には、無理に参集せず、本部にその旨連絡を入れること。その上で、可能な場合には、在宅にて本部と連携を取りつつ、児童及び教職員の安否確認等の本部業務を支援する。